



® 平成 29 年 3 月 22 日 (水)

No. 14408 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商品形態模倣と応用美術の著作物性について…(1)

商品形態模倣と応用美術の 著作物性について

— 知財高裁平成28(ネ)10018・平成28年11月30日判決 —

所沢市役所総務部文書行政課

弁護士・弁理士 森 修一郎

1 はじめに

本件は、不正競争法防止法2条1項3号の「商品」
該当性及び応用美術の著作物性が問題となった事案で
ある。

原審判決¹は、展示会等に出展された控訴人加湿
器1及び2について、不競法2条1項3号の「商品」

該当性を否定し、また、著作物性も否定して、被控
訴人商品を輸入・販売したYに対するXらの各請求
を棄却した。

これに対して、本判決は、控訴人加湿器1及び2
は「他人の商品」に当たるとし、また、控訴人加湿
器1及び2と被控訴人商品との形態の実質同一性及

特許業務法人

深見特許事務所

(電気情報第1部)
* 弁理士 永野西田川治
* 弁理士 中上原井
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

二造行行政文二秀子太岳司久
賢 範義信隆雄吉佳康 賢義 雅幸斗真紀

会 所 長 * 弁理士 杉本原田田井代
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 永野西田川治
* 弁理士 中上原井
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅

深見 子誠樹嗣之 彦晃昭彰一明
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

久郎美武 (機械第2部)
* 弁理士 荒中西野田田井代
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

副会長・弁理士 伸 夫輝始樹登潤淳志治宏
副所長・弁理士 吉久 篤特満 昌篤隆 三史一泉寛志子
考見愛

石井 桑田田池尾 奈
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

正 達正拓隆穂 和 晃 晃
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

井野藤島野澤川山野澤井川
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

美 希雄恵賀也香順子明久郎英
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

美 由義美 史正博太左
* 弁理士 藤田道
* 弁理士 輪田新井
* 弁理士 梅
* 弁理士 富坂大増西加松
* 弁理士 安山田川藤
* 弁理士 増三輪
* 弁理士 中野新井
* 弁理士 梅

〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー
TEL(06)4707-2021 FAX(06)4707-1731 URL <http://www.fukami-pat.gr.jp>
(東京オフィス)〒100-6017 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング17階
TEL(03)3595-2031 FAX(03)3502-2030

び依拠性も肯定した。

もっとも、控訴人加湿器1が展示会に出展されてから3年が経過していることから(不競法19条1項5号イ)、Xらの差止請求等を棄却し、損害賠償請求を一部認容した。

また、本判決は、控訴人加湿器1及び2の著作物性については、原審判決と同様に否定した。

上記のように原審判決と本判決は、不競法2条1項3号の「商品」該当性の判断について結論を異にしている。また、本判決は、同法19条1項5号イに関連して商品形態模倣行為に関する保護期間の始期等についても判断している。

さらに、ファッションショー事件知財高裁判決²やTRIPP TRAPP事件知財高裁判決³等を受けて多く議論されている応用美術の著作物性についても判断が示されている。

上記のように、本判決においては形態模倣に関する論点及び応用著作物の著作物性について判断が示されており、また、原審と控訴審の結論が異なる点があるため両判決を比較・検討することが有益と考えられる。

以下、これらの点を中心に検討する。

2 事案の概要

(1) Xら(一審原告・控訴人ら)は、試験管様の形状の加湿器(控訴人加湿器1～3)を開発し、国際展示会に控訴人加湿器1を出展(平成23年11月1日～6日)し、国際見本市に控訴人加湿器2を出展(平成24年6月6日～8日)した。また、Xらは、平成27年1月5日ころから、ウェブサイトで控訴人加湿器3の販売の申出を開始した。

Y(一審被告・被控訴人)は、平成25年9月及び11月ころ、被控訴人商品である加湿器を中国から輸入し、販売した。

そこで、Xらは、Yに対し、①被控訴人商品は、控訴人加湿器1又は2の形態を模倣したものであるから、その輸入、販売等是不競法2条1項3号の不正競争(形態模倣)に当たるとして、また、②控訴人加湿器1及び2は、いずれも美術の著作物(著作権法10条1項4号)に当たり、Xらはこれらに係る著作権を有するとして、被控訴人商品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、③損害賠償金各120万円(及び遅延損害金)の

支払を求めた。

(2) 原審判決は、控訴人加湿器1及び2について、不競法2条1項3号の「商品」該当性及び著作物性を否定し、Xらの各請求を棄却した。

そこで、Xらは控訴した。

なお、Xらは、Z(一審被告・訴訟終了前被控訴人)に対して、上記損害賠償金の一部等について連帯支払いを求めているが、XらとZとの間の訴訟については和解により終了している。

3 判旨

(1) 『『他人の商品』の意義について

不正競争防止法1条は、『事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。』と定め、同法2条1項3号は、『他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為』を不正競争と定めている。

不正競争防止法が形態模倣を不正競争であるとした趣旨は、商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果が模倣されたならば、商品開発者の市場先行の利益は著しく減少し、一方、模倣者は、開発、商品化に伴う危険負担を大幅に軽減して市場に参入でき、これを放置すれば、商品開発、市場開拓の意欲が阻害されることから、先行開発者の商品の創作性や権利登録の有無を問うことなく、簡易迅速な保護手段を先行開発者に付与することにより、事業者間の公正な商品開発競争を促進し、もって、同法1条の目的である、国民経済の健全な発展を図ろうとしたところにあると認められる。

ところで、不正競争防止法は、形態模倣について、『日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品』については、当該商品を譲渡等する行為に形態模倣の規定は適用しないと定めるが(同法19条1項5号イ)、この規定における『最初に販売された日』が、『他人の商品』の保護期間の終期を定めるための起算日にす